

まんのう町介護サービス事業経営戦略(令和8年度暫定版)

団 体 名	:	まんのう町
事 業 名	:	介護サービス事業
策 定 日	:	令和 7 年 12 月
計 画 期 間	:	令和 8 年度 ~ 令和 8 年度

1. 事業概要

本計画書は、令和8年度に策定する「まんのう町高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」に合わせた形で次期計画書を作成するため、令和8年度については、令和3年～令和7年度の計画書を踏襲した形で暫定的に策定するものである。

(1) 事業形態等

①事業の現況

法適(全部適用・一部適用) 非 適 用 の 区 分	非適用		
事業開始年月日	平成18年3月20日		
指定管理者制度導入状況	利用料金制		
施設名	特別養護老人ホームやすらぎ荘	やすらぎ荘老人デイサービスセンター	
事業の内容	指定介護老人福祉施設	老人短期入所施設	老人デイサービスセンター

②施設(指定介護老人福祉施設)

施設数	1	定 員	30 人
延床面積	1,047 m ²	居室床面積	213 m ²
サービス日数	365 日	年延利用者数	10,902 人

②施設(老人短期入所施設)

施設数	1	定 員	6 人
延床面積	209 m ²	居室床面積	43 m ²
サービス日数	365 日	年延利用者数	1,483 人

②施設(老人デイサービスセンター)

施設数	1	定 員	20 人
延床面積	467 m ²	居室床面積	- m ²
サービス日数	260 日	年延利用者数	4,579 人

※年延利用者数は令和元年度の人数

(2) 現在の経営状況

<p>町有施設を指定管理制度により、基本協定(5年毎)の締結により社会福祉法人正友会に運営を委ねている。 施設の使用料は設けておらず、施設の大規模改修や修繕に要する経費、取得金額が多額となる備品の新規又は更新による購入費については町が担っているため、やすらぎ荘の運営は安定している。</p>

(3) これまでの主な経営健全化の取組

<p>やすらぎ荘の経営に関しては社会福祉法人正友会に委ねているが、やすらぎ荘の運営に支障が生じないよう施設の使用料を設けず、施設の大規模改修及び修繕、備品の新規又は更新については町が担う事で経営健全化を図っている。</p>

2. 将来の事業環境等

(1) 介護保険サービス事業における主な取組

介護老人福祉施設については、利用者を要介護4、5などの重度者に重点化するとともに、在宅医療・介護連携や居宅サービス、地域密着型サービスの充実等により、適正な基盤整備を確保する。また、通所介護等の居宅サービスについて、家族介護者等の負担をできるだけ減らしながら、住みなれた地域で家族と共に生活できるよう、事業者や近隣市町村等との連携を強化し、ニーズに応じたサービスの確保、充実を図っていくとともに、サービス提供事業者の新規参入もしくは既存事業者の事業拡大に当たっては、サービスに対する地域の介護ニーズに関する情報の収集及び事業者に対する情報提供に引き続き努めていく。

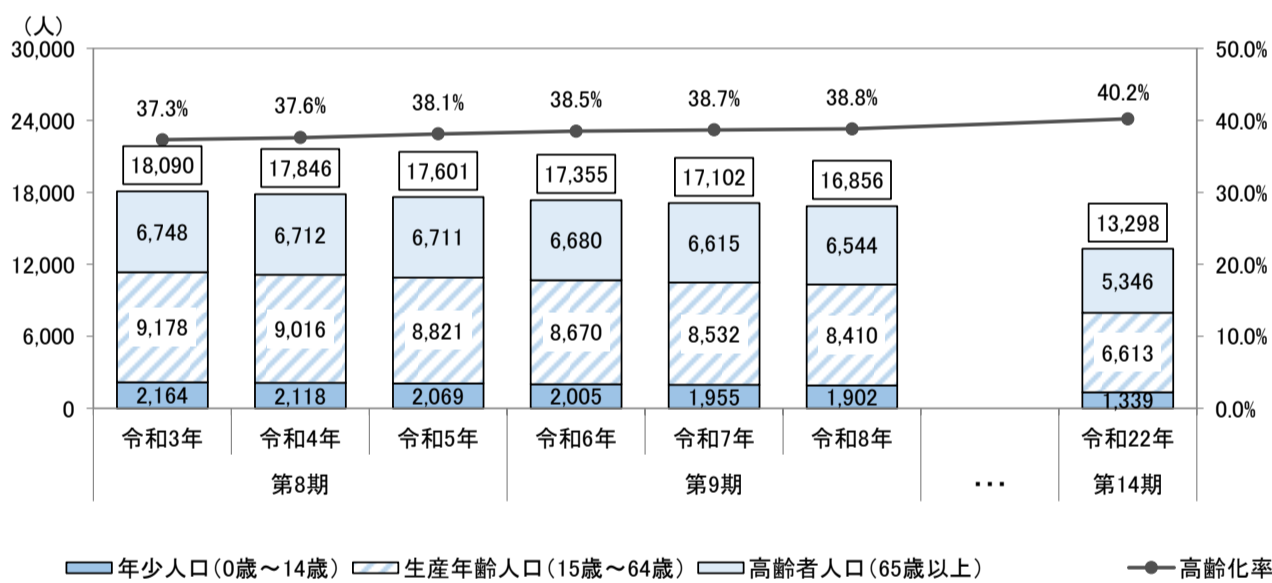
(2) 高齢者人口等の予測

【将来人口推計】

まんのう町の総人口は減少傾向にあり、令和2年度の18,325人から令和7年9月時点では16,908人まで減少しており、この傾向は今後も続く見込みで、令和12年度では15,500人程度まで減少すると推測しています。

65歳以上の高齢者人口については令和2年度の6,760人に対し令和7年9月時点では6,511人減少していますが、65歳未満の人口がそれを上回る割合で減少しているため、高齢化率については令和2年度の36.9%から令和7年9月には38.5%まで上昇しており、令和12年度では同水準の38.7%で推移する見込みです。

区分	第8期						第9期	単位:人
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和22年	
総人口	18,090	17,846	17,601	17,355	17,102	16,856	13,298	
年少人口(0歳~14歳)	2,164	2,118	2,069	2,005	1,955	1,902	1,339	
生産年齢人口(15歳~64歳)	9,178	9,016	8,821	8,670	8,532	8,410	6,613	
40歳~64歳	5,417	5,338	5,213	5,128	5,065	5,033	3,890	
高齢者人口(65歳以上)	6,748	6,712	6,711	6,680	6,615	6,544	5,346	
65歳~74歳(前期高齢者)	3,238	3,100	2,973	2,830	2,707	2,598	1,901	
75歳以上(後期高齢者)	3,510	3,612	3,738	3,850	3,908	3,946	3,445	
高齢化率	37.3%	37.6%	38.1%	38.5%	38.7%	38.8%	40.2%	
総人口に占める75歳以上の割合	19.4%	20.2%	21.2%	22.2%	22.9%	23.4%	25.9%	

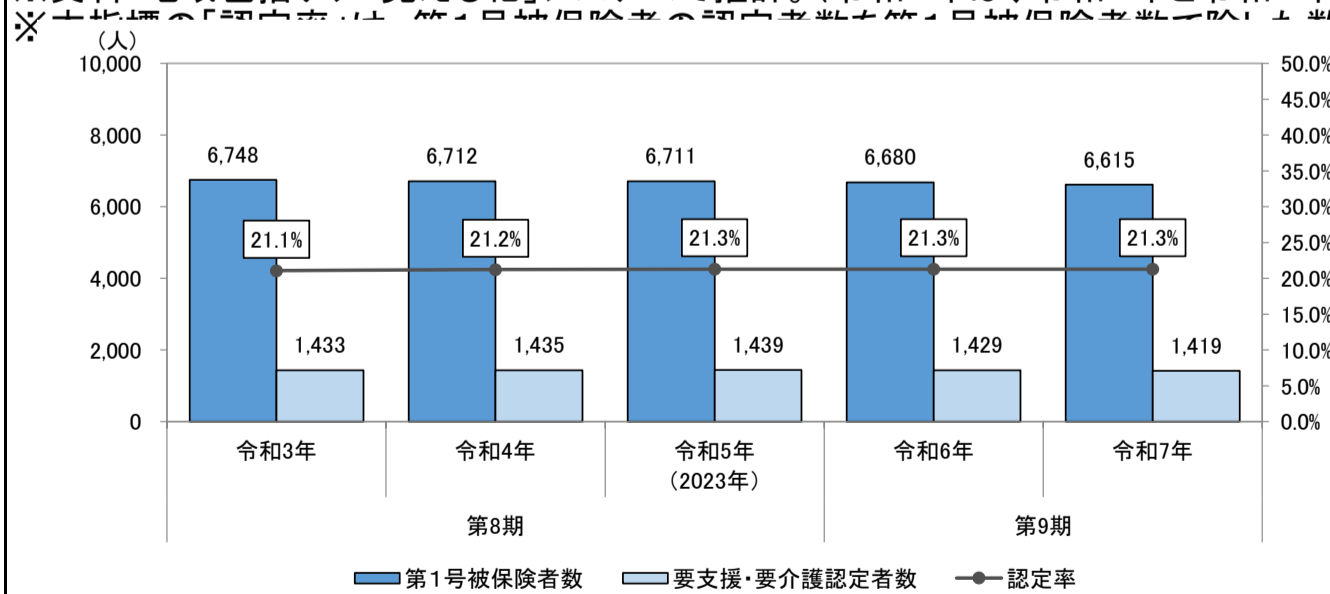


【要支援・要介護認定者の推計】

要支援・要介護認定者の推計をみると、令和3年から令和5年にかけて増加し、令和7年にかけて減少する見込みとなっている。

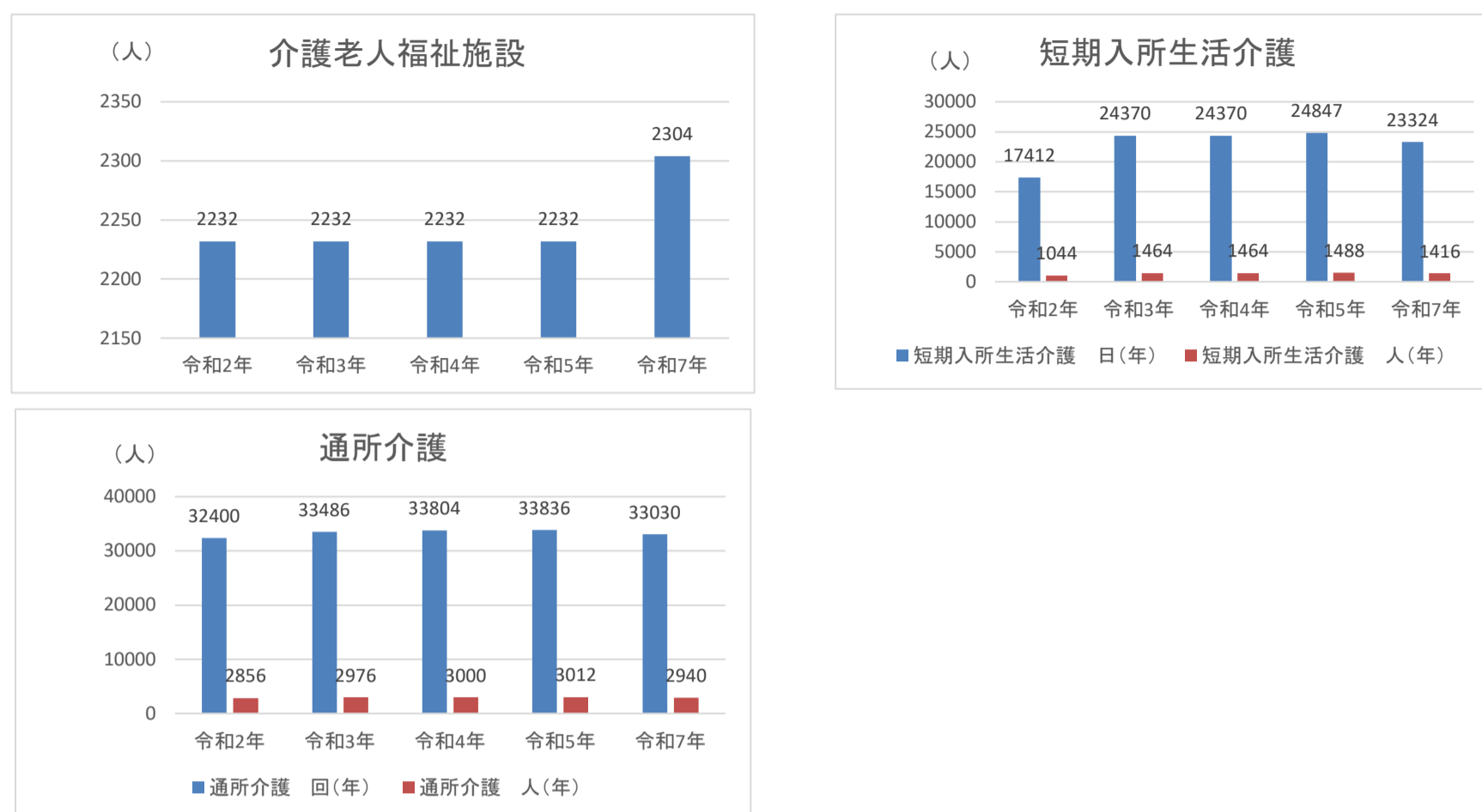
認定率はほぼ横ばいでの推移となっている。

※資料:地域包括ケア「見える化」システムで推計。(令和6年は、令和5年と令和7年の中間値としている)



(3) 介護需要の予測

介護需要の予測をみると、令和3年から令和5年にかけて横ばいもしくは増加傾向にあり、令和7年は介護老人福祉施設以外は減少傾向にある。



(4) 施設の見通し

策定時、本町における介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は3施設、短期入所生活介護(ショートステイ)は5施設、通所介護(デイサービス)は9施設あるが、新たな施設の整備予定はない。現状の施設サービスを適正に努めていく。

(5) 組織の見通し

介護報酬による影響や社会情勢の変化に対応しながら引き続き安定した指定管理者である法人の組織運営を支援していく。

3. 経営の基本方針

要支援・要介護認定者が増加する傾向にあり、施設サービス、居宅サービスの需要がより一層高まる見込みであるため、指定管理者である法人が、長年地域で培ってきた信頼やネットワークを活用し、介護人材の安定的確保や経営自立化を目的とした適正な給与水準の保持ができるよう、適正な基盤整備を確保する。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 経営指標に係る数値目標

緊急性の高いものから計画的に整備していくうえで、財源の適正化に努めていく。

② 収支計画のうち投資についての説明

当該施設について、本計画期間における大規模な改修の予定はないが、設備の劣化・故障等状況に応じた対応を図る。

③ 収支計画のうち財源についての説明

今後、大規模な改修・修繕等の必要が生じた場合の財源については、地域福祉基金からの繰入が想定される。

④ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

該当なし。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

地域包括ケアシステムの構築に関する事項	投資に関する発生の予定はないが、医療、行政、介護が連携して、施設としての役割を果たせるよう検討する。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	統合・縮小・廃止に関する投資の予定はないが、状況の変化により必要が生じた場合は検討する。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	指定管理者による運営を継続する。
その他	特になし。

② 財源についての検討状況等

介護報酬の新たな加算の取得等に関する事項	法令どおりに対応する。
利用状況に関する事項	利用者に見合うサービス提供ができています。
資金管理・調達・繰入金に関する事項	協定で定められた額を超えた修繕等については繰入により実施する。
資産の有効活用に関する事項	活用できる資産なし。
その他	特になし。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	法令どおりに対応する。
職員給与費の適正化に関する事項	利用者に見合うサービス提供ができています。
組織体制の効率化に関する事項	協定で定められた額を超えた修繕等については繰入により実施する。
その他	活用できる資産なし。

④ 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	本町の高齢化率は38%を超え、要支援・要介護認定者数が増加する傾向の中、介護保険サービスを提供する施設は大変重要な位置づけであるとともに、旧琴南町地区に所在のある当該施設は同地区に他の提供施設はなく、欠かせない施設となっている。
公営企業として実施する必要性	本施設は山間部に位置し、民間事業者による参入は難しい状況にあり、地域のニーズに沿うためには指定管理者制度を活用しながら運営していくことが必要である。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	3年毎の介護保険事業計画の見直し時、5年毎の協定更新時や大規模改修等の際のほか、必要に応じ見直しを行う。
---------------------	--